

誓 約 書

給水装置の申込みにあたり、安定給水のためには、受水槽方式が望ましいとありますが、次のことを誓約しますので特例として直結給水との併用を承認いただきますようお願いいたします。

記

- 1 出水不良となった場合は、当方の責任において受水槽給水の範囲を変更する等適切な改善を行います。
- 2 断水工事等には、全面的に協力し苦情の申出はしません。
- 3 負圧の発生による機器の破損等については、当方の責任として苦情の申出はしません。
- 4 その他、給水装置及び給水設備内のことは、すべて当方の責任で処理します。
- 5 受水槽以下の給水設備は米子市水道局の条例、規程、要綱により設置します。
- 6 受水槽の維持管理においても各法に基づき適正に管理します。
- 7 給水設備の改造においても給水装置に準じて工事申込みをし、工事承認後に施工します。

年 月 日

米子市水道事業管理者 様

申込者

住 所

氏 名

印

年 月 日

様

米子市水道事業管理者 印

直 結 給 水 の 申 込 み に か か わ る 通 知

年 月 日に申込みのあった、直結給水については { 許 可 / 不 許 可 } とします。

意 見 (施 行 条 件)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、米子市長に対して審査請求をすることができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 また、この処分に不服がある場合は、前項の審査請求に対する裁決を経ることなく、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、米子市(代表者は米子市水道事業管理者)を被告として、裁判所に、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過しているときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできません。